酌シ公平ニ立ツ可シ

五、請負賃金ノ酌量方法ハ從來ニ公平ニアリ而不審ノ人ニ對シテハ說明スヘシ

織布賃銀酌量率ノ變更前後ニ於ケル平均收入ノ增減ハ說明スヘシ

六、婦女及送金ニ就テハ奬勵又ハ勸誘スルモ之ニ強制セス

七、缺勤者ノ給料ノ兼部ヲ出勤者ニ割當ツル制度ハ無所請負制度ノ場合ニハ之ヲ適用スルモ日給者又ハ個人請負制度ニハ原則トシテ之ヲ適用スヘキ性質ノモノニアラス

但シ之ニ就テ制ニ其如何ヲ限ルモノ場合ニハ從來ニ例外トシテ之ヲ適用ス

八、懲罰ニ就テハ嚴ニ周密ナル調査ヲ遂ケ嚴正公平ニ決定スルモノナリ

九、就宅居住者中姙娘者ヲ有スル者又ハ幼穉ノ子女ヲ有スル者ハ出來ル限リ階下ニ居住セシムルモノトス

十、其他寄食金、工場廢院、就宅等ノ改善ニ付テハ銳意考慮スヘシ

以上

明和二年十一月十五日

東京府知事 松坂啓三

大阪府警察部特別保安

田中省吾 城

大阪府知事 松坂啓三

大田孝三 城